

令和8年度

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

気象に関する警報・注意報が発表された場合は、児童の安全を最優先に考え、以下のような対応をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

津市立一身田小学校

	<1>暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴うレベル3氾濫警報・レベル3土砂災害警報が発表された場合 気象に関する危険警報(レベル4大雨・レベル4氾濫・レベル4土砂災害) 気象に関する特別警報(レベル5大雨・レベル5氾濫・暴風・レベル5土砂災害・波浪・暴風雪・大雪)が発表された場合	<2>レベル3大雨、レベル3氾濫、波浪、レベル3高潮、レベル3土砂災害等の各警報またはレベル2大雨、レベル2氾濫、強風、雷等の注意報が発表された場合
始 業 前	① 午前6時においても警報が解除されない場合は、休校とします。 ※午前6時以降に警報が解除されても、当日は休校です。児童を登校させないでください。	通常どおり授業を実施します。 ※登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登下校時	① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、下記の「在校時」と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童を帰宅させる、そのまま登下校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。(登校時は職員が出動次第、校区巡視を行います。)	通常どおりの登下校とします。
在 校 時	① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向けて風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 児童が安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。 ④ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、(ア)通常の下校、(イ)教職員による見守り下校、(ウ)児童引き渡しによる下校等の措置を状況により判断します。	通常どおり授業を継続します。

【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。

【「台風接近に伴うレベル3大雨警報・レベル3氾濫警報・レベル3土砂災害」の解釈について】

- (1) 台風が低気圧に変わった後にレベル3大雨警報・レベル3氾濫警報・レベル3土砂災害が発表された場合は、「台風接近に伴うレベル3大雨警報・レベル3氾濫警報・レベル3土砂災害」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴うレベル3大雨警報・レベル3氾濫警報・レベル3土砂災害」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

【学校からの連絡について】

緊急時連絡方法(「きずなネット」によるメール配信、ホームページへの掲載)により行いますが、状況により災害伝言ダイヤル(171)を使用します

令和8年度 大地震・津波発生時等における学校の対応について

津市立一身田小学校

	<1>津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合	<2>津市内で震度5弱の地震が発生した場合	<3>津市内で震度4の地震が発生した場合
始 業 前	① 休校とします。 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示の発令中は、休校とします。 ② 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	① 当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ② 学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。	① 通常どおり授業を実施します。 ※登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登 下 校 時	① 校内にいる児童を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、<1>、<2>の在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。） ③ 児童は、安全な場所に避難します。（通学途中の避難場所について、ご家庭でもご相談ください。）		① 通常どおりの登下校とします。 ② 職員が校区巡視を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）
在 校 時	① 児童を避難場所へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、児童を保護します。（学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。） ④ 津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津波避難計画に基づき、三重県立看護大学に避難します。出迎えがあるまで、避難場所で児童を保護します。避難勧告・避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難をお願いします。	② 被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。 ③ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、（ア）通常の下校、（イ）教職員による見守り下校、（ウ）児童引渡しによる下校等の措置を状況により判断します。	① 通常どおり授業を継続します。 ② 職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。 ※被害の状況等によっては、<1>および<2>に準じて適切な措置をとります。
〈4〉南海トラフ地震臨時情報が発表された場合			
【南海トラフ地震臨時情報（調査中）】 ① 状況を把握したうえで、原則通常通りの学校活動を継続します。		【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）】 ① 状況を把握したうえで、原則通常通りの学校活動を継続します。	【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）】 ① 1週間の臨時休校とします。 ② 原則、1週間後に学校活動を再開します。

【学校からの連絡について】

緊急時連絡方法（「きずなネット」によるメール配信、ホームページへの掲載）により行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。